

生駒市体育施設管理運営業務特記仕様書（プール）

生駒市及び生駒市教育委員会（以下「甲」という。）が所管する生駒市体育施設のうち、イモ山公園に存する市民プールの運営及び維持管理業務については、本仕様書によるものとする。

本仕様書に記載のない事項は、生駒市体育施設指定管理者募集要項、生駒市体育施設運営業務仕様書及び生駒市体育施設維持管理業務仕様書によるものとし、また現場の状況に応じて軽微な業務で管理上甲が必要と認めるものを指定管理者（以下「乙」という。）は実施するものとする。

1 対象施設の名称及び概要

名 称	場 所	施設規模
イモ山公園プール	北田原町 2476 番地 8	25m×5 コース・幼児プール

2 受付及び利用時間

プールの開業期間、受付及び利用時間は、次のとおりとする。ただし、甲との協議により、開業期間が変更となる場合がある。

【開業期間】

7 月 20 日～8 月 31 日まで

【受付・利用時間】

	受付時間	利用時間
午前の部	午前 9 時 30 分～午前 11 時 30 分	午前 10 時～正午
午後の部	午後 12 時 30 分～午後 4 時 30 分	午後 1 時～午後 5 時

3 管理にあたっての基本方針

- (1) 開業期間中においては、利用者の安全確保を第一に施設を管理すること。
- (2) 管理運営にあたっては、「遊泳用プールの衛生基準」及び「プールの安全標準指針」を遵守すること。

4 人員体制

- (1) 施設には、管理責任者及び衛生管理者のほか、監視員、救護員など必要な従事者を配置し、必要な管理体制を整えること。

なお、人員体制は、下記の表中の人数以上の体制を整えることとする。

区 分		イモ山公園プール
管理責任者 ※常駐		1 人
監視員	平日	6 人 (※常駐 5 人)
	土・日・祝日及び 繁忙期と考えられる時期	8 人 (※常駐 7 人)
看護師 ※常駐		1 人
受付（券売員） ※常駐		1 人

※上記表中の監視員欄の上段人数の内 1 人は、待機（交代）要員とする。

- (2) プール内の監視は常時複数体制を維持し、利用者数に応じ監視員を増員すること。

なお、監視員と利用者の区別ができるよう制服（スタッフ T シャツやビブス可）を着用すること。

5 運営業務

(1) 開業準備業務

開業期間中の人員確保（監視員・券売員などの臨時職員募集）、運営上必要な消耗品、薬品等の物品購入、券売機及び自動販売機の設置、本体清掃等

(2) 臨時職員を対象としたプール業務説明会及び救急法講習会の開催

(3) 入場受付業務（利用料金の徴収）、案内業務（電話応対を含む）、現金領収日計表の作成

(4) 事故等防止対策

利用時間中の水面監視（監視員）、場内監視（更衣室、ロッカーの盗難防止）

(5) 利用者及び近隣住民からの苦情等の対応

(6) プール内で発生する怪我等の一時的応急措置等

(7) 運営体制の確保

ア 開業期間中は、管理運営業務に支障のないよう要員を確保し運営にあたること。

イ 管理運営にあたっては、施設の維持、水質浄化装置の運転管理、水質に関する基本的知識、プール水の浄化消毒に関する知識を持つ管理責任者及び衛生管理者を配置すること。

(8) 留意事項

ア 水の補給にあたっては、無駄なオーバーフローがないように水資源に有効活用にも留意して行うこと。ただし、極端に水位が下がらないように適宜補水すること。

イ 利用者数が施設の適正規模を上回ると判断するときは、利用者の安全確保や施設内の安全と衛生が損なわれることのないよう利用者数の制限等必要な措置を講ずること。

6 維持管理業務

(1) 清掃業務

① 開場期間中の日常清掃

下記のとおり清掃業務を毎日１回以上実施すること（天候状況によっては適宜）。

- ア 開場前に水面・水中の浮遊物等（落ち葉、虫、砂等）をプールクリーナー、虫取り網等を用い除去すること。
- イ プールサイドのごみ除去及び掃き掃除（小石等）と水打ち
- ウ 便所、シャワー、手洗い場等の清掃
- エ 更衣室内スノコ及びベンチ等の拭き掃除
- オ トイレットペーパーの補充
- カ ロッカーキーゴム紐交換

② 閉場期間中の清掃

開場前に１回以上施設全体（管理棟、機械室等）の清掃、除草等を実施すること。

(2) 設備点検保守管理業務

- ア ろ過器及び滅菌器の点検保守、運転調整（圧力測定、振動・異音等の点検、消耗品の交換等）
- イ 排（環）水口の蓋等の固定確認
- ウ プール底面、側面のタイル剥がれや亀裂等の確認
- エ 更衣室、シャワー、便所等の付属設備等の異常確認

(3) 水質管理業務

遊泳者が安全かつ快適に利用できるようプール水を「遊泳用プールの衛生基準」で定める状態に維持すること。また、基準外の場合はその対策を講じること。なお、水質検査は次の基準で行い、記録すること。

① 浮遊残留塩素濃度の測定

- ア プール・・・毎日４回（午前１０時・正午・午後２時・午後４時）
- イ 足・腰洗い場・・・塩素系消毒薬を投入し、適正な残留塩素濃度とすること。

② 水素イオン濃度の測定（月１回）

③ 濁度の測定（月１回）

④ 過マンガン酸カリウム消費量の測定（月１回）

⑤ 大腸菌及び一般細菌の測定（月１回）

⑥ 総トリハロメタンの測定（開業期間中１回）

⑦ 水温・気温の測定・・・毎日４回（午前１０時・正午・午後２時・午後４時）

⑧ 殺菌消毒剤の貯留タンクの残量把握及び補充

(4) 閉場期間中の維持管理業務

① 施設内の巡回（月１回程度）

異常を発見した場合は、一時的措置を講じるとともに、甲に報告すること。

② プール水位等の確認（月１回程度）

水道栓等の緩みや漏れを確認し、プール本体の水位の低下がないか確認すること。

7 監視に関する業務

- (1) 利用者に対し、利用における注意事項を遵守させるとともに、利用者が安全に利用で

きるよう管理運営に努めること。

- (2) 監視体制については、甲と協議の上、所定の人員を配置すること。
- (3) 監視員の中に、「普通救命講習修了者」と同等の資格を有するもの1名以上従事させること。
- (4) あらかじめ巡視経路を定め、利用者の行動を注視し、施設内での事故を未然に防ぐことを心掛けること。特に、水面・水中・水底に注意し、溺者の早期発見・早期救助に努めること。また、施設内の不具合の発見に努め、危険を回避する。
- (5) 飛び込み事故、溺水事故、排（環）水口における吸い込み事故、プールサイドでの転倒事故等、プール内での事故を防止するため、利用実態等に応じて禁止事項を定め、利用者に対し周知を行うとともに、監視員等は違反者に対し適切な指導を行うこと。

なお、監視員等には、排（環）水口周辺は重大事故につながるおそれのある危険箇所であること等、事故防止のための知識を十分に認識させておくこと。

- (6) 監視員の行う業務の主なものは次のとおりとする。
 - ① 利用者の安全確保及び事故防止のため、水面を中心に場内全域において監視を行う。
 - ② 事故が発生した場合は、救助、連絡、場内整理等の業務を行う。
 - ③ 利用者の年齢、体格等に応じ、利用するプールやエリアの指示、保護者等の付き添いを求めるなどの指導を行う。また、小学校低学年以下の子どもを連れている保護者等に対して、子どもから目を離さないよう注意を促す。
 - ④ プール場内での禁止事項、プールごとの留意事項、持ち込みを禁止しているもの等について、決まりを遵守するよう指導を行う。
- (7) 監視にあたっては次の事項に留意すること。
 - ① 監視員は、常に体調を整えておくとともに水着を着用していること。
 - ② 水面の監視に当たっては細心の注意を払い、監視業務に全神経を集中すること。
 - ③ 危険と思われる行為、危ないと思われる人には、毅然として注意を促すこと。
 - ④ 幼児及び小学校低学年の子どもの一人遊びには特に注意を払い、保護者の監視のもとで遊ぶよう指導すること。
 - ⑤ 監視は目の前だけでなく、顔を上げて広く監視すること。
 - ⑥ 監視台で監視中は、緊急時、救助及び交代時以外、監視台から降りないことを原則とするが、利用者の安全確保及び事故防止を第一に考え、監視台以外からの監視が適切と考えられる時は、管理責任者の責任において監視場所を変更することができる。
 - ⑦ 交代時間が過ぎても、交代要員が来るまでは、監視台から降りないこと。
 - ⑧ 交代時には、受持ち監視区域を指差し、異常のないことを確認してから、必要事項の申し送りをして交代すること。また、速やかに交代を行うこと。
 - ⑨ ローテーション等で施設内を移動するときも常に水面を監視し、事故や異常があった場合は、それらの対応を優先して行動すること。また、プールサイドにごみなどが落ちている場合は、可能な限り拾い最寄りのごみ箱などに捨てること。
 - ⑩ 利用者から、置き引き盗難、迷子、痴漢、盗撮、その他事故等の情報があった場合は、直ちに管理者又は巡回中の従業者に知らせること。

- ⑪ 整えられた救命用具を常に整備しておくこと。
- ⑫ 人工呼吸等応急措置を的確にできるよう常に訓練しておくこと。

(8) 応急措置に関する業務

- ① 管理者は業務内容や緊急時の連絡先、搬送方法、連携する医療機関等を定めたマニュアルを整備し、安全管理携わるすべての従事者に周知徹底を図ること。
- ② 施設内でのけが人、気分の悪くなった人には応急手当をするとともに、状況により消防署へ救急要請すること。
- ③ 溺者を発見したときは、直ちに引き揚げ、保温・人工呼吸等の応急措置を行い、消防救急隊又は医師へ引き渡すまで救助活動を続けること。
- ④ 群集の整理をすること。
- ⑤ 甲に報告すること。
- ⑥ 業務日誌に記録すること。

8 その他

開業期間中の利用者数、利用料金収入状況、管理日誌、苦情・事故等に関する帳簿類等は常に整理し、甲から報告や現地調査を求められた場合は、速やかに甲の指示に従い、誠実対応すること。

プール管理運営業務（水面監視業務）を第三者に外部委託する場合は、警備業法第2条第1項第1号又は第2号に該当するため、都道府県公安委員会から警備業の認定を受けた業者等を必ず選定すること。